

淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会検討会（2006. 10. 30 開催）結果報告		2006. 11. 10 庶務発信
開催日時	2006年10月30日（月）16：00～18：30	
場 所	ばるるプラザ京都 5階 会議室B	
参加者数	委員 12名 河川管理者 25名 一般傍聴者 5名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第10回住民参加部会(11/15)では、各委員会における住民参加の現状と今後について河川管理者から説明をして頂く（「2. 検討の概要」参照）。また、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について議論する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 各種委員会における住民参加の現状</p> <p>委員より、資料1「淀川水系河川整備計画基礎案に関連する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料」について説明がなされた後、委員と河川管理者との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <p>○各委員会における住民参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設委員会（渇水対策会議や水害に強い地域づくり協議会等）と一次的につくられた委員会（イタセンバラ協議会等）が判別できるようにしておいてもらえるとわかりやすい。また、各委員会に河川管理者がどういう立場で参加しているのかが分かればよい（一部を住民に任せている等）。 丹生ダム関連の検討委員会（No83～85）の「意見聴取法」の回答が「住民参加は無い」となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ←動植物の保全対策を考えるために学識経験者からご意見を伺っている。住民からご意見を伺っていないので「住民参加は無い」と回答した。調査結果についてはHPで閲覧でき、HPでは意見を提出することができるようになっている（河川管理者）。 ←住民の視点が必要な委員会もあるのではないかと。住民や自然観察員が汚染水の実態等を最初に発見したという事例もある。専門家だけでよいというわけではないと思う。 ←環境については行政と住民が連携して管理していく視点が重要だ。「環境については住民参加が重要」という点が意見書に盛り込まなければならない。 各委員会の規約があれば、提供して頂きたい。学識経験者の意見を聴くことを目標としている委員会であれば、住民が入ることもないし、住民の意見を聴くこともないだろう。各委員会の設置目的や河川管理者の位置付けを確かめるためにも規約を示してもらいたい。規約において住民参加が明確になっているかどうかという点は、流域委員会が意見を述べる際のチェックポイントにもなる。 <ul style="list-style-type: none"> ←最近設置した委員会については調べられるが、昔に設置した委員会についてはわからないこともあると思う。まずは、住民参加があってしかるべき委員会を流域委員会にピックアップして頂いた方がわかりやすいのではないかと考えている（河川管理者）。 水害に強い地域づくり協議会（琵琶湖）では、「意見聴取手法」として「ハザードマップ作成に関わるワークショップ」と回答されている。ワークショップ形式は他の委員会でも実施されているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←水害に強い地域づくり協議会の構成は「学識経験者＋行政のみ」なので、現在の段階では住民参加を実施していないが、その流れをくむ草津市が主体となってハザードマップ作成のためのワークショップを実施している。浸水想定区域図作成は技術的な検討なので「学識経験者＋行政」だが、今後ハザードマップの作成段階になってくれば、ワークショップ形式での住民参加が必要になってくると考えている（河川管理者）。 ←宇治市でもハザードマップ作成に住民が関わっている。水害に強い地域づくり協議会は少しわかりにくい。市町村の独自の活動を束ねて情報交換をしながら各市町村のレベルを高め、そのために国や府県が支援していく、そういう枠組みが「水害に強い地域づくり協議会」だ（河川管理者）。 ←猪名川では、河川管理者と府県でつくっている総合治水対策協議会があり、水害に強い街づくり協議会の役割を持たせている。具体的な検討は下部の専門部会で行っている（河川管理者）。 各委員会の配付資料や議事録を提供して頂くことは可能か。 <ul style="list-style-type: none"> ←公開されている委員会はHPで公開されている。過去の委員会や水害に強い地域づくり協議会のような位置付けの委員会については、わからない部分もある（河川管理者）。 国交省の外郭団体の取り組み（プロジェクトワイルド等の環境教育リーダー育成）について調べてもらって、河川整備計画の中でどう活かせるのかを検討してもらいたい。 <p>○第10回住民参加部会(11/15)で河川管理者から説明して頂く重点項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1に記載されている各委員会のうち、下記の重点項目について第10回住民参加部会で河川管理者からの説明をお願いする（部会長）。 		

- ・水害に強い地域づくり協議会（No. 12、54～57）における住民参加について説明をお願いします。
 - ←水害に強い地域づくり協議会における住民参加について、現在の状況と今後どう考えていくか、各河川事務所の方向性を示すということによりか（河川管理者）。
 - ←それでよい。特に水害に強い地域づくり協議会の「自分で守る みんなで守る 地域で守る」は住民と一体になってやらなければ効果が上がらない。制度としてどう進めていくのかを伺いたい。
 - ←基本的には整備内容シートの資料で対応し、資料の内容が古ければ、更新した資料で説明するということを進めたい（河川管理者）。
- ・水質改善のためには住民の努力が不可欠だ。琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（No22～25）における住民参加を今後どういう方向で進めるのか、説明をお願いします。
- ・渇水対策会議（No67～72）における今後の住民参加について説明をお願いします。
 - ←渇水対策会議では、渇水調整だけではなく水需要抑制も視野に入れた取り組みをしていく。また、節水等の啓発をどう進めていくのかを検討していく。渇水対策会議の中での直接的な住民参加は今のところ考えていない（河川管理者）。
- ・河川管理者には、上記重点項目の「その他」という回答の中身について次回部会で質問すると思っておいで欲しい。また、重点項目以外の「その他」については分かる範囲で説明を追加して頂きたい（部会長）。

②「住民参加のさらなる進化にむけて(案)」たたき台についての意見交換

資料2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について意見交換がなされた。主な意見は次の通り(例示)。

- ・具体的に何をすればよいか分からない。まだまだ抽象的な内容だ。河川管理者の役に立つ意見書であって欲しい。また、「～でしょう」という表現には違和感がある。
- ・ハザードマップ作成に係るワークショップは有効だと思う。住民自身の取り組みを考える上でワークショップは重要だ。意見書でもそういった具体例を書いてはどうか。
- ・サイレントマジョリティの定義がP13とP14で違っている。統一しておいた方がよい。
- ・「⑥責任ある発言かどうかの判断」(P9)について述べられているが、「責任ある意見かどうか」で判別するのではなく、「議論の目的に沿うかどうか」といった視点で取捨選択をする必要がある。
- ・住民意見の聴取反映は、行政計画過程の透明化と表裏一体である点を指摘しておく必要がある。行政計画の作成過程を透明化することによって、地域住民に計画の内容が明らかになり、確実な情報が容易に得られるようになる。よりよい計画づくりという最終目標に向けた手法として、計画過程を透明化し、そのことによって住民から有益な意見が出てくる。住民意見の反映は、行政計画過程の透明化によってかなりの部分が達成される。こういった点を意見書で触れておいて欲しい。
- ・「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について河川管理者からもご意見を頂きたい。意見があれば庶務に伝えて頂きたい（部会長）。

③ 一般傍聴者からの意見聴取：4名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・新聞報道（次期流域委員会休止）についても議論をすべきだ。傍聴している住民が少ない。学識経験者だけの意見で議論が進んでいる。地方の委員会や審議会等についてもタイムリーに議論をするべき。
- ・「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」の「はじめに」では、河川法に触れた上で、積極的な住民参加を行って住民意見を河川整備計画に反映させるべきであり、そのための新たな意見聴取反映の仕組みについて提案するとしている。しかし、河川法は「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じること」以上のことを述べているわけではないし、まして「関係住民の意見を反映させなければならない」と述べているわけでもない。流域委員会は、河川法に安易にのりかかるのではなく、よりシビアな検証（外部の法律家の意見聴取等）により、十分な議論をして欲しい。
- ・生徒が教師に抱く「自分の意見をとりいれてくれるはずがない」という思いは、住民意見にも当てはまる。聴く側の姿勢が問題だ。流域委員会は、住民を学識経験者として迎え入れたから、一般からの意見をたくさん集めた。河川管理者には聴く姿勢が大切だという点を分かっていたらいい。
- ・さまざまな対話集会が行われたが、どの時期にどのようなタイプの会議を開くべきか、はっきりさせるべきだ。また、反映させるべき意見を選択する必要もある。サイレントマジョリティにはいいかげんな意見も含まれているので把握していかないといけない。住民意見は変化している。住民意見の内容をモニターして、サンプリングデータを積み重ねていけば、住民像は浮かび上がってくる。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。